
令和2年大和町議会5月随時会議会議録

令和2年5月7日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 眞 起 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
健康支援課長	櫻 井 和 彦 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	野 田 美 沙 子
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後3時59分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

ただいまから令和2年大和町議会5月随時会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番佐々木久夫君及び4番佐藤昇一君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

ご異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日のみに決定しました。

日程第3「報告第12号 専決処分の報告について（令和元年度大和町一般会計補正予算）」

議 長 (高平聡雄君)

日程第3、報告第12号 専決処分の報告について（令和元年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。あわせまして、令和元年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書（専決第2号）、右下に「令和2年3月31日専決」と書かれた資料につきましてもご準備をお願いいたします。

報告第12号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和元年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものであります。

ページの中ほど、専決処分書のとおりでありまして、専決処分の日は令和2年3月31日でございます。

2ページをお願いいたします。

令和元年度大和町一般会計補正予算（専決第2号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ4億9,451万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を137億2,108万2,000円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、議案書3ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（専決第2号）の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款3項2目環境性能割につきましては、収納の状況による減額補正です。

1款5項1目入湯税につきましても、歳入の状況による減額補正です。

2款地方譲与税から4ページ、一番最後の11款地方特例交付金につきましては、国または県から交付されます各種譲与税及び交付金の確定によりまして措置をいたすものでございます。増額と減額がございますが、12項目の合計で687万円の追加となります。

なお、4ページの最後でございます11款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、昨年10月1日から開始となりました幼児教育無償化でございまして、令和元年度限りの特例交付金として4,027万5,000円の新規の計上でございます。

5ページをお願いいたします。

12款1項1目地方交付税につきましては、右側説明欄の地方特別交付税は台風19号の災害復旧関連経費が算定されたことによる増額計上です。次の震災復興特別交付税につきましては、震災復興特区の税の減免に対する減収補填について、実績見込額により増額となったものでございます。

13款1項1目交通安全特別交付金につきましては、区画線工事等の実績によります交付額の確定による減額です。

14款2項1目民生費負担金につきましては、学校休業により放課後児童クラブの延長利用料の見込額による利用者負担金の増額計上でございます。

16款1項1目民生費国庫負担金につきましては、当初、国費を10分の10で見込んでおりましたが、国4分の1、町と県が4分の1となりましたことから、その負担分の確定による減額でございます。失礼いたしました。当初、国費を10分の10で見込んでおりましたが、国が4分の2でございます。申し訳ございません。県と町が4分の1となりましたことから、その負担分の確定による減額でございます。

16款2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金につきまして、1節個人番号カードの交付事業に対しまして実績見込額により減額となったものです。2節地域公共交通確保維持改善事業費補助金につきましては、補助金の確定により増額計上とするものです。

2目民生費国庫補助金、1節障害者福祉費補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響により、放課後等デイサービス支援事業の増加に伴います補助金を増額計上いたすものでございます。2節児童福祉費補助金につきましては、地域少子化対策重点推進事業のほか2つの事業の補助金確定により、それぞれ減額及び増額により合計で102万5,000円を増額計上いたすものです。

6目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金につきましては、私立幼稚園就園奨励費の補助金確定による増額のほか、被災者支援総合交付金として学び支援コーディネーター等配置事業の事業実績によります減額で、合計156万9,000円を増額計上でございます。2節小学校費補助金につきましては、特別支援教育就学奨励費で補助金の確定による減額です。3節中学校費補助金につきましても、2節と同様に補助金の確定による減額でございます。5節公立学校情報通信ネットワーク環境整備補助金は、GIGAスクールの事業費確定による補助金の減額であります。

16款3項4目土木費委託金につきましては、床上浸水対策といたしまして、遊水地の用地買収に係る事務費の増額計上でございます。

17款1項2目民生費県負担金につきましては、幼児教育無償化での県負担金の確定によります増額計上でございます。

17款2項2目民生費県補助金につきましては、3節児童福祉費補助金として認定こども園の施設型給付金の確定による増額及び幼児教育無償化に伴うシステム改修での減額でありまして、合計で99万4,000円を増額計上でございます。

8目災害復旧費県補助金、3節被災児童生徒就学支援等事業補助金につきましては、東日本大震災及び台風19号で被災した児童生徒への就学補助の実績として減額するものでございます。

17款3項1目総務費委託金、4節につきましては農林業センサス調査費の確定によります減額でございます。

3目教育費委託金、1節につきましてはスクールソーシャルワーカー活用委託事業のほか、学力向上研究指定校の事業実績による減額補正でございます。

7ページをお願いいたします。

19款1項3目教育費寄附金につきましては、1件13万円の寄附があったものです。

4目ふるさと寄附金につきましては、見込額に対しての減額補正でございます。

20款2項基金繰入金につきましては、1目財政調整基金繰入金につきましては3月専決分の歳出見合いでの減額でございます。

2目防衛施設周辺調整交付金基金繰入金につきましては、教育用パソコン等の整備完了により10万円を減額するものです。

4目ふるさと応援基金繰入金につきましては、伊達いわなPR事業等実績により9万1,000円を減額するものです。

7目農村環境保全基金繰入金につきましては、基金を廃止いたしましたことから、一般会計に1,000万円を繰り入れたことによります増額計上でございます。

22款5項3目雑入につきましては、宮城県環境事業公社からの受託事業でありまして、町道小鶴沢線改良舗装工事の事業完了に伴います減額補正をいたすものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、8ページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項6目企画費でございます。今回の専決につきましては、防衛施設周辺整備対策に係ります基金事業の利子額の確定と、歳入の中で説明いたしましたふるさと寄附金の額確定によります補正をいたすものでございます。

初めに、8節につきましては寄附申出者への返礼品の調達費用として、12節につきましてはふるさと納税ポータルサイトへの広告料並びにクレジットカード決済の手数料等、13節につきましては令和元年度から民間へ委託しておりますふるさと納税業務につきまして、それぞれ実績により減額をいたすものでございます。

また、元年度のふるさと寄附では、台風19号の被害に係ります災害支援寄附を受付してございまして、合計83件、134万9,000円の寄附を頂いてございまして、この額につきましては10款の災害復旧費に財源の充当をさせていただいております。

25節につきましては、寄附金の収入額からふるさと寄附金の寄附に係ります経費と災害復旧費に充当した額を控除した額1,988万4,000円を積立てすることとなり、15万5,000円を減額いたすものでございます。また、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の基金利子の確定により、減額をいたすものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。19節につきましては、通知カード及び個人番号カード関連事務を地方公共団体情報システム機構へ委託してございまして、その委託に係る交付金232万9,000円を実績見込額で減額したものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 (千葉正義君)

続きまして、5項1目統計調査費でございます。歳入でご説明いたしました農林業センサスに係ります県委託金の減額に伴いまして、財源の調整を行ったものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

続きまして、3款1項4目障害者福祉費でございます。国庫補助金の確定によりまして、財源の調整を行ったものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

それでは、9ページをお願いいたします。

続きまして、2項1目児童福祉総務費と4目保育所費につきましては、財源の組替えを行ったものでございます。

5目児童館費につきましては、こちらは放課後児童クラブの運営に関するものでございます。13節につきましては、3月2日から春休み前までの間、学校の臨時休校に伴う吉岡小、小野小学校区の放課後児童クラブを臨時に長期休業期間での対応を行うため、予算措置を行ったものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、4款2項1目廃棄物処理費、19節につきましては、黒川地域行政事務組合への災害廃棄物に係る負担金として11万8,000円を増額したものであります。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

5款3項1目水産業振興費につきましては、伊達いわなPR事業費の実績見込みによる精算で、ふるさと応援基金繰入金の充当額を組み替えるものでございます。

7款1項1目土木総務費につきましては、床上浸水対策特別緊急事業用地事務費で、国庫財源の確定に伴います財源の組替えによるものでございます。

2項2目道路新設改良費につきましては、小鶴沢処理場関連事業の額の確定により、特定財源を組み替えるものでございます。

4目交通安全施設整備事業費につきましては、交通安全対策特別交付金として区画線工事等の事業額の確定により、特定財源を組替えするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

続きまして、10ページをお願いいたします。

9款1項2目事務局費につきましては、事務局の運営費、確かな学びプロジェクト事業及び学び支援コーディネーター等配置事業の補正でございます。8節、9節は学び支援の謝金、費用弁償及び職員普通旅費の確定による減額、11節は消耗品費及び印刷製本費の確定による減額、12節は通信運搬費の確定による減額でございます。25節は、学校校舎建設基金積立金5億円及び歳入の寄附金を財源といたします学校教育振興基金積立金13万円の追加補正をいたすものでございます。

2項2目教育振興費につきましては、小学校教育振興費の補正でございます。8節、9節はスクールソーシャルワーカー報償金、費用弁償の確定による減額、20節は要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の確定による減額をいたすものでございます。

3項2目教育振興費につきましては、中学校教育振興費の補正でございます。20節は、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の確定による減額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、11ページをお願いいたします。

10款2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、台風19号に伴います134万9,000円のふるさと寄附金がございましたことから充当するものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

以上で、報告第12号 専決処分の報告について（令和元年度大和町一般会計補正予算）の説明を終了いたします。

日程第4「報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

議長 （高平聡雄君）

日程第4、報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

それでは、議案書6ページをお願いいたします。

報告第13号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をいたすものでございます。

7ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

1、専決処分事項でございます。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に該当する事件のうち、法律上、町の義務に属する賠償補償につき、1件50万円以下の範囲内において、その額を定めること

及びこれに伴う和解をすることでございます。

2、相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

3、事故の概要でございます。

令和2年1月30日午後6時頃、相手方の運転者が自家用車で町道幕柳大平線の大和町鶴巣幕柳字宇津野一番50番地の1付近を走行した際、道路上に生じていた陥没箇所
に落輪した衝撃で、相手方車両の前部バンパーが破損したものでございます。

4、損害賠償額につきましては、32万1,538円でございます。

5、和解の内容でございます。

過失割合を町9割、相手方1割とし、町は相手方に対して32万1,538円の支払い義務があることを認め、これを支払うものでございます。

また、町と相手方の両当事者は、本件について、今後は裁判上、裁判外を問わず一切請求を行わないことを両者で確認をいたし、和解することといたしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で、報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）の説明を終了いたします。

日程第5「報告第14号 専決処分の報告について（令和2年度大和町一般会計補正予算）」

議長（高平聡雄君）

日程第5、報告第14号 専決処分の報告について（令和2年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、議案書の8ページをお願いいたします。あわせて、別冊の令和2年度一般会計補正予算事項別明細書（専決第1号）、右下に「令和2年4月27日専決」と記載された資料もご準備をお願いいたします。

報告第14号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年度一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものであります。

ページの中ほど、専決処分書のとおりでありまして、専決処分の日は令和2年4月27日でございます。

9ページをお願いいたします。

令和2年度大和町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ2,095万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を120億995万7,000円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、議案書10ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、別冊事項別明細書（専決第1号）の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

16款2項1目総務費国庫補助金、6節990万円につきましては、令和2年4月27日現在において住民基本台帳に記載された方に一律10万円を給付する事務費を計上いたすものでございます。

同じく2目民生費国庫補助金、3節568万4,000円につきましては、児童手当を受給する世帯に児童1人当たり1万円を給付するためのシステム改修等に要する事務費を計上いたすものでございます。

21款1項1目繰越金、1節537万3,000円につきましては、今回の歳出補正見合い分を令和元年度予算から繰り入れるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

それでは、続きまして4ページの歳出でございます。

2款1項14目特別定額給付金給付事業費でございます。緊急経済対策への対応のため、新たに科目といたしまして14目を設けまして執行いたすものでございます。12節につきましては、給付の事務費といたしましてお知らせや申請用紙の封入、発送、給付金システム構築業務等に要する経費を計上するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

続きまして、3款2項5目児童館費でございます。児童館費については、児童館管理業務に要する経費について補正をしたものでございます。12節につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策で、小学校が休校している間、吉岡小、小野小学校区での放課後児童クラブを臨時に長期休業期間での対応を行うため、予算措置を行ったものでございます。

続きまして、2項6目子育て世帯臨時特別給付金給付事業でございます。子育て世帯臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するもので、国の補正予算により新たに制度化されたもので、これを準備するために予算措置を行ったものでございます。1節、8節については、事務補助員としてパートタイム会計年度任用職員を雇用するものでございます。10節についてはコピー料金、チラシの作成、封筒などの印刷代を、11節につきましては通知の郵送料と口座振込手数料を、12節につきましてはシステム改修に係る費用の予算措置を行ったものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

続きまして、4款1項2目予防費でございます。7節でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に伴います法に基づきます対策本部設置に伴う会議への有識者出席のための謝金を補正したものでございます。医師2名、看護師1名の5回分を計上いたしております。

よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

休憩の時間は15分間とし、再開は4時45分とします。

午後4時28分 休憩

午後4時41分 再開

議長（高平聡雄君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定いたしました。

日程第6「議案第45号 令和2年度大和町一般会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第45号 令和2年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。あわせて、別冊の令和2年度一般会計補正予算事項別明細書（第2号）、右下に「令和2年5月7日提出」と記載された資料もご準備をお願いいたします。

議案第45号 令和2年度大和町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ30億5,915万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を150億6,911万2,000円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、議案書12ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（第2号）の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

16款2項1目総務費国庫補助金、6節につきましては、町民に一律10万円を給付する事務費として695万5,000円を計上いたすものでございます。同じく7節につきましては、町民に一律10万円を給付する事業費として給付金相当額の28億4,720万円を計上いたすものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金につきましては、児童1人当たり1万円を給付する事業費として給付金相当額の4,500万円を計上いたすものでございます。

17款2項10目商工費県補助金につきましては、宮城県の休業要請等に協力した事業者30万円を支給する事業費として、県負担相当額の4,000万円を計上いたすものでございます。

21款1項1目繰越金の1億2,000万円につきましては、今回の歳出補正見合い分を令和元年度予算から繰り入れるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

それでは、4ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

2款1項14目特別定額給付金給付事業費でございます。1節につきましては、申請受付期間の繁忙に対応する事務補助職員としてパートタイム会計年度任用職員の雇用に係るものでございます。3節は、給付事務に従事する職員の時間外勤務手当を計上いたすものでございます。4節及び8節は、パートタイム会計年度任用職員の社会保険料及び通勤分の費用弁償でございます。10節は、事務に要しますコピー料金、書類の保存ファイル等の消耗品費でございます。11節は、申請書類の送付及び返送、振込通知等に要する郵便料金、申請者の指定口座への振込手数料を計上するものでございます。18節は、給付対象者1人につき10万円の給付金でございますが、基準日の住民基本台帳登録者に転出入異動者、DV申出者等を加えました2万8,472人を見込んで計上いたしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

続きまして、3款2項6目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費でございます。18節につきましては、交付金として子育て世帯への臨時特別給付金として給付金を交付するため、予算措置を行うものでございます。対象者4,500名、補正額は4,500万円でございます。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

続きまして、6款1項2目商工振興費でございます。

新型コロナウイルス感染症対策費1億5,000万円でございますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、休業等に協力いただきました200事業者に対しての協力金6,000万円でございます。

また、事業継続応援補助金としまして、同じく感染症拡大により特に大きな影響を受けるとされる300事業者に対して補助金9,000万円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、5ページをお願いいたします。

12款1項1目予備費1,000万円につきましては、現在の社会情勢を踏まえまして緊急的な支出に対応するため、増額補正をお願いするものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。14番堀籠日出子さん。

1 4 番 (堀籠日出子君)

それでは、4 ページ、支出のほうで特別定額給付金事業があるわけでありませけれども、この特別給付金事業の事務作業といったら膨大な事務作業になると思うんですが、この事務作業の手順をお伺いしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

特別定額給付金の事務作業についての堀籠議員の質問にお答えいたします。

現在想定している事務作業につきましては、まず最初に対象者へ申請書の送付をしなければいけないということございまして、それにつきましては現在のところ委託により実施を予定いたしてございます。申請書への印刷、封筒への袋詰め作業まで業者に委託しまして、袋詰めされた状態で納品をしていただいて、それを町で再度確認の上、発送する予定としてございます。

その申請書が各世帯に届きました後は、申請書にそれぞれ氏名等の内容を記載していただいた上、個人の免許証等の証明書と、あとは預金通帳の見開きの部分のコピーを添付していただいて返送をしていただきます。その後、ここからが事務作業としては多くなると思うんですが、戻ってきた申請書につきまして、その記載のございます振込先の口座等のデータをシステムのほうに入力する作業が一番事務的には多くなるかなと思ってございます。それで、入力し終わりました後は内容を再度チェックした上で、最終的には金融機関所定のフォーマットに従ったデータとして作成をいたしまして、それを金融機関のほうにお渡しして、最終的には申請者の口座に振り込まれるという形でございますので、事務作業としては一番多くなる部分が申請書が戻ってきからのデータ作成業務になってくるかと思っております。

恐らく時期的には、申請書を送付してやはり七、八割は5月ぐらいにはもう戻ってくるのかなというふうには、前回のリーマンショックのときの定額給付金なんかを見ているとそんな状況ですので、そんな感じで最初の1か月ぐらいが多忙になるのかなというふうには見ているところでございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

14番堀籠日出子さん。

14番 (堀籠日出子君)

それでは、各家庭から戻ってきてそのデータ作成が大変な作業量だということなんです。それで、この事務作業はどの課が所管してやるようになっているのでしょうか。

それともう一つ、あとさっき言い忘れたんですけれども、いろいろな特別給付の中で生活支援、それから事業所支援、それから子育て支援とあるわけなんですけれども、先ほど全員協議会の中で独り親世帯に対しての支援は考えていないのかという質問がありました。そのためには考えていないという答弁だったんですけれども、この独り親の方々というのは、あまり社員となって働く方より仕事を2つも3つも持ってパートで働いている人たちがすごく多いと思うんです。その方が、職場が休業になった場合は、一番最初に切られるのがパートとか臨時の人たちだと思うんです。そういう方々が、仕事がなくなったときに本当に独り親家庭の負担というのはすごく大きくなると思うんですけれども、私はそれ、考えていないじゃなくて、これは考えていくべきだと思うんですけれども、その2点、お願いします。

議長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

所管についてのご質問にお答えをいたします。

特別定額給付金の説明、総務課でさせていただいたとおりでございまして、総務課が担当として実施をいたします。予算でお願いいたしておりますパートタイム会計年度任用職員を雇用した上で、繁忙期には職員がそのデータ作成に従事するとともに、総務課の人員だけでも不足するような状況がありました場合は、他課から動員をして対応してまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 (小野政則君)

堀籠議員のご質問にお答えします。

独り親家庭に対しての町独自の支援については、今現在のところはこの4,500万円の児童手当給付費の受給者に対しての予算を上程しているだけであって、今後の方針については執行部と。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

冒頭にもお話ししましたコロナ対策につきましては、今こういう状況であって、またこれからいろいろな動きがどんどん出てくると思っております。議員さん方のご質問のとおり、独り親の場合あるいは給食の関係とか、児玉議員からもそういったいろいろなご質問がございました。これからどういったものが必要になってくるのか、これで終わりということではなくて、一番効果的という言い方も失礼なんですけれども、そういったことの必要なもの、どういったものがあるのか、いろいろ今から状況の変化といたしますか、そういったものを見ながら考えていかなければいけないというふうに思っております。

どういったものができるかということについては、まだまだ言える状況ではございませんけれども、決して今日の提案で全てがおしまいということではなくて、全体のコロナの長期的な動きの中で議員さん方にもいろいろご相談しなければならないことが出てくるというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

特別給付金なんですけど、これは総務課でということなんですけど、ある自治体では特別給付金対策チームというのを設置しまして、そして生活支援班、それから事業所支援班、そして子育て支援班というふうに3つに分かれてそれぞれでやるような体制を取っているところがあるんですけど、やはり総務課だけでやって足りない部分はあと応援と言うんですけど、やっぱり最初からそういうふうに区分けしたほうがスピーディーにいくんじゃないかなと思うんですけど、これで質問は終わるんで

すけれども、そういうことも検討しながら事業を進めていただければなと思います。

それから、独り親世帯につきましては分かりました。独り親世帯、それから準要保護世帯、いろいろ生活に困っている方々が結構大勢いらっしゃると思うので、ぜひそういうことも含めた対策をお願いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

ただいまの体制についてのご質問にお答えをさせていただきます。

確かに報道等を見ておりますと、コロナに関する特別対策室のようなものを設置して対応する市町村もあるようでございます。今回、この特別給付金の担当を決める際に政策会議を開いていろいろ検討したところでございます。こんなことを言うとあれなんですけれども、今回コロナの場合、事業を縮小したり中止にしたりしているということがございまして、言ってみればその分、仕事量が減っているという部分も少なからずあるところでございまして、そういったことも考えまして、総務、大所帯の課でもございます。11年前の給付金の際も総務でやったという実績もありまして、総務がやるということになりまして、そこまでの組織まで設置しなくても人員的にも対応していけるんじゃないかなというふうに考えて、現状のような体制になったところでございます。

体制としてはそういった形で実行してまいりますので、その点をご理解を頂戴できればと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに質疑ございますか。1番宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

先ほどの全員協議会のとときの自分の質問とも一緒なんですけれども、実際この特別給付金の郵送が県内ではほぼ一番遅いと。でも、これはいろいろな事情があるということはお聞きしたんですけれども、この次に、今度じゃあ町民の皆さんにこれが行き渡ったのもまた宮城県内一番遅いという、そういうことには絶対ならないように、今

のように総務課でできて、どこでできて構わないんですよ、パートさんをたくさん雇っても雇わなくても。でも、少なくとも今もう遅れているわけなので、少なくとも最終的に行き渡る部分に関しては、せめて世間並みと言ったらおかしいんですけども、そのぐらいまでにはぜひお願いしたいと。

マイナンバーのほうも結局7日からとなっていますから、マイナンバーの場合は本当1割弱の人しか、それを通して申請できないと思うので、してこないと思うんですね。あとは結局郵送の部分、さっきも戻ってきてからが大変だと総務課長はおっしゃっていたので、戻ってきてからが大変だと、結果的に、いや、戻ってきて大変だったのでこれだけ時間がかかりましたということをもた述べてもらいたくはないなと。それを最後に言わせていただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

ただいまの宍戸議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられるように、発送の時期につきましては早いほうではないというのは事実でございますが、ただ、新聞で報道されたものなんかを見ていると、5月下旬に初回の振込をする市町村が大部分じゃなかったかなと私は見たんですけども、そこを目標に初回の振込は頑張っていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （高平聡雄君）

ほかに質疑ございますか。10番渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

先ほどの堀籠議員の関連なんですけど、それで町長にご答弁をいただきました。町長の部屋というホームページに町長の言葉が出ているんですけども、私たち議員は町長の答弁を聞いて、そういったことをお聞きしたんですけども、特に独り親とか、そういった新たな政策をこれから考えてやっていくよというお話をホームページあたりで町長、ばつと町長の言葉で出されるおつもりはないですか。

というのは、今こんな時期ですので、先ほどからも出ていますけれども、他の市町

村に比べてちょっと遅れているようなお話も出ましたけれども、町長の今こういうことをやろうとしているんだというのをホームページでぼんと出されれば、町民の方々も安心するんじゃないかなと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

考え方を示すということは必要だというふうに思っておりますが、具体的にこういうことをやりますということ等については、私の一存だけではなかなか言えるものではないということ、議員の皆様方のご理解も頂戴しなければいけないということがまず第一でございます。

それから、どういったものに取り組むかというのは、先ほども申しましたいろいろ子育ての関係とか事業の関係とか、いろいろなものがあるわけでございますので、全てを網羅できればそれは一番よろしいんですが、なかなかそこまでもいかないところもあります。ですから、皆様方からいろいろご意見もいただきましたし、そういったものを参考にさせてもらいたいと思いますし、また、今後世の中といいますか、緩和とかになった中で、あるいは学校がスタートするに当たってもいろいろな形になってくるという状況等々も一緒に考えながら、そういった対応につきましては検討していきたいというふうに思っております。

こういうことをやります、やりますと言うことは、住民の方には非常に分かりやすいんだろうというふうに思いますが、それだけ、そのことがベストなのかというものについてなかなか、さっきも言いました、全てができるわけではないということもございまして、できるだけそういったことについては早く皆様方にご提案をさせていただきながら、こういったものはどうですかというように皆さんの意見も聞きながらやっていきたいというふうに考えております。

ホームページ、町長の部屋ですか、特にこれという形で、変な話、選挙の公約とはまた違うことになりますので、その辺についてはもう少し考えていかなければいけない部分かなというふうに今思っております。

議 長 （高平聡雄君）

7番馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

1点お伺いをいたします。

5ページの12款予備費なんですけれども、先ほどの説明ではこのような社会情勢の中でということですのでという1,000万円の積増しということでした。使い道はもうコロナ対策という考えでいいのか、それとも何かほかの使い道を考えての予備費なのか、その辺、ちょっともう一度ご答弁いただければと。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、馬場良勝議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在1,000万円の予備費を頂いておりますが、今回既にマスクの購入で330万円を支出させていただいております。今後どういうものが出るかがまだ分かってはおりませんけれども、考えられるものとしましてはマスク、あと手指の消毒液等が必要になってくると思います。

あと現在、新型インフルエンザ等対策本部が設置されておまして、財政課では物資班ということになってございます。その中で生活必需品ですか、例えば台風災害、あと大地震、そういったときの、今回はコロナウイルスで避難所等のほうもなかなか大変だと思いますので、そういうものも考えられます。そのほか施設の老朽化で最近エアコンの故障、電話交換機の故障等もございます。そういったものに対応させていただきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

ほかに質疑ございますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「請願第1号 一級河川吉田川の遊水地建設に関する請願書」

議 長 （高平聡雄君）

日程第7、請願第1号 一級河川吉田川の遊水地建設に関する請願書を議題とします。

朗読を省略して、紹介議員の説明を求めます。11番千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

陳情の概要説明を開始いたします。

昔から桧和田下地区は水害常襲地帯と言われ、水害被害の危険性が大変高く、河川改修等、水害対策には大変神経をとがらせてきました。吉田川等、河川改修の洪水対策に対して、近年は桧和田下地区集落としては地域の地形上、家屋浸水対策の限界を強く感じ、地域住民全員が移転の必要性を強く考えております。各世帯の経済事情等により、さらには先祖伝来の土地、墓地を考慮したとき、現実的には各自ばらばらの行動は不可能であり、公共の力を借りての移転達成のため、農地は手放さないで家屋集団移転、すなわち桧和田下地区を遊水地として提供したいとの結論に達したものでございます。

よって、今後の国土交通省の河川計画見直しの時期には、ぜひ遊水地として位置づけるよう陳情いたすものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

お諮りします。

ただいま議題となっています請願第1号は、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和2年大和町議会5月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後5時10分 散 会
